福岡市公報

令和５年11月９日　第7004号（別冊）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

監　査　委　員

○措置報告公表（監査公表第７号）……1

○外部監査措置報告公表（外部監査公表第３号）……3

監　査　委　員

５監査公表第７号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和５年９月21日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第１項及び第20条第１項の規定により次のとおり公表する。

令和５年11月９日

福岡市監査委員　阿　部　真之助

同　篠　原　達　也

同　水　町　博　之

同　本　野　正　紀

１　監査報告と措置の件数

４監査公表第７号（令和４年５月26日付福岡市公報第6867号（別冊）公表）分

…１件

２　講じた措置の内容

以下のとおり

（事務監査）

１　局別監査

⑵　保健福祉局

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
㈦　補助金等の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 令和元年度の補助金及び公有財産購入	「Ａ　ふくおか環境財団運営費補助金」並びに「Ｂ　葬祭場及び葬祭場付属建物に係る公有財産購入費」の支払遅延について

費の支出において、次のような事例が見受けられた。

今後、補助金及び公有財産購入費の支払いにあたっては、適正な事務処理を行われたい。

Ａ　ふくおか環境財団運営費補助金は、「（公財）ふくおか環境財団運営費助成事業補助金交付要綱」及び「葬祭場解体、敷地環境整備等の費用（確定）の支払いに係る協定書（平成29年度以降）」の規定に基づき、公益財団法人ふくおか環境財団（以下「財団」という。）が葬祭場再整備に係る借入金を銀行に償還する日の前日までに支払わなければならない。

しかしながら、「ふくおか環境財団運営費助成事業補助金（３月支払分）」について、令和２年３月24日までに支払うべきところを３月31日に支払っていた。

Ｂ　葬祭場及び葬祭場付属建物に係る公有財産購入費は、「葬祭場譲渡代金確定契約書」及び「葬祭場付属建物譲渡代金確定契約書」の規定に基づき、財団が葬祭場再整備に係る借入金を銀行に償還する日の前日までに支払わなければならない。また、支払遅延に対する遅延利息は、政府契約の支払遅延等に関する法律（昭和24年法律第256号）第10条の規定に基づき、同法第８条の規定により計算した金額を支払わなければならない。

しかしながら、「葬祭場譲渡代金確定契約書に基づく代金の支払い（３月支払分）」及び「葬祭場付属建物譲渡代金確定契約書に基づく代金の支払い（３月支払分）」について、令和２年３月24日までに支払うべきところを３は、支払処理を失念していたことが原因であるため、令和２年４月に支出管理表を作成し、複数の職員で支出管理を行うこととし、支払い漏れがないよう適切な事務処理を実施している。

また、「Ｃ　振込手数料」を指定管理料で精算させていたことについては、財団が償還金の支払処理をすることは、指定管理の運営業務の一部であり、その経費として処理することが可能と判断したことが原因であるため、改めて指定管理業務の内容を確認するとともに、福岡市葬祭場の管理運営に係る基本協定書や指定管理に関するマニュアルを令和４年２月に職員に周知することで、適切な事務処理を行っている。

なお、「Ａ　ふくおか環境財団運営費補助金」についても支払遅延に対する遅延利息の対象となることが判明したため、政府契約の支払遅延等に関する法律の規定により計算した金額を、「Ｂ　葬祭場及び葬祭場付属建物に係る公有財産購入費」の支払遅延に対する遅延利息とあわせて、財団に対して令和５年２月17日に支払った。

月31日に支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。 C　上記Ａ及びＢの支払遅延により、財団が償還用口座に資金を移動するために発生した振込手数料について、財団を指定管理者とする福岡市葬祭場の管理運営業務ではないにもかかわらず、指定管理料で精算させていた。 （保健医療局生活衛生課）	

５外部監査公表第３号

地方自治法第252条の38第６項の規定により、令和５年９月21日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和５年11月９日

福岡市監査委員　阿　部　真之助
同　篠　原　達　也
同　水　町　博　之
同　本　野　正　紀

１　監査報告と措置の件数

31外部監査公表第２号（平成31年３月25日付福岡市公報第6568号(別冊２)公表）分
（福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について）　・・・１件

２　講じた措置の内容

以下のとおり

31外部監査公表第２号（平成31年３月25日付福岡市公報第6568号(別冊２)公表）分
（福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について）

Ｖ．財務事務における指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見

４　集落排水事業

(6)　下水道事業と集落排水事業の業務統合について

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
【意見４-(6)-１】下水道事業と集落排水事業の業務統合について 下水道事業は黒字であるが集落排水事業は赤字であり、一般会計による赤字補填も	集落排水事業の経営改善に関しては、令和５年３月に福岡県において汚水処理の持続可能な事業運営を確保することを目的に策定された「福岡県汚水処理事業広域化・

多額であることから、赤字削減のための対策を取ることが急務である。 市では現在、下水道事業は道路下水道局で、集落排水事業は農林水産局で運営されている。下水道事業と集落排水事業は事業の目的や使用する施設は異なるものの、市民にとっては同じ汚水処理事業であり、運営にあたっては共通する業務も多い。 そこで、集落排水の赤字を削減するため、お互いの事業が一部の業務を共同して行うことで経費削減ができないか検討されたい。さらに下水道事業と集落排水事業を組織統合（二つの事業を一つの部署が運営すること）することで業務の効率化や経費削減が出来ないかについて検討されたい。 （改善提案） 例えば、窓口業務の一本化や徴収および債権管理業務などを一本化することで業務を効率化し、経費削減に繋げることが出来ないか、検討されたい。窓口業務の一本化や徴収および債権管理業務の一本化などは、利用する市民にとっても利便性が高まると考える。 また下水道事業と集落排水事業を組織統合することで、共通業務を集約して人員削減が出来ないか、使用する棚卸資産や消耗品を共同で仕入れることで、仕入価格の低減や事務処理費用が削減できないか、検討されたい。 （農林水産局漁港課）	共同化計画」に基づき、今後も施設の公共下水道への接続について検討を行うなど、効率化や経営改善に向けて取り組んでいく。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています